

⑭ 国立大学法人・
大学共同利用機関法人

法人名	国立大学法人(86法人)(平成16年4月1日設立) 大学共同利用機関法人(4法人)(平成16年4月1日設立)
目的	国立大学及び大学共同利用機関を設置すること。
主要業務	《国立大学法人》 1 国立大学を設置し、これを運営すること。2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。3 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。5 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。6 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。 《大学共同利用機関法人》 1 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。2 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。3 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。4 当該大学共同利用機関における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。5 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
委員会名	国立大学法人評価委員会(委員長:北山 禎介)
分科会名	国立大学法人分科会(分科会長:崎元 達郎)、大学共同利用機関法人分科会(分科会長:伊井 春樹)
ホームページ	法人:資料3参照、評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/detail/1327573.htm
中期目標期間	6年間(平成22年4月1日～平成28年3月31日)

1. 国立大学法人評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度 (全91法人)	H20年度 (全90法人)	H21年度 (全90法人)	第1期中期 目標期間	H22年度 (全90法人)	H23年度 (全90法人)	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. 年度評価については、「特筆すべき進捗状況にある」、「順調に進んでいる」、「おおむね順調に進んでいる」、「やや遅れている」、「重大な改善事項がある」の5段階評価であり、中期目標期間評価については、「非常に優れている」、「良好である」、「おおむね良好である」、「不十分である」、「重大な改善事項がある」の5段階評価。 2. 詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 国立大学法人評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 法人数は、統合前の旧法人を含む。
<項目別評価>							
1. 業務運営の改善・効率化							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	8法人 (9%)	12法人 (13%)	8法人 (9%)	28法人 (31%)	2法人 (2%)	1法人 (1%)	
順調に進んでいる(良好である)	57法人 (62%)	52法人 (58%)	61法人 (68%)	48法人 (54%)	72法人 (80%)	81法人 (90%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	19法人 (21%)	19法人 (21%)	17法人 (19%)	13法人 (14%)	16法人 (18%)	7法人 (8%)	
やや遅れている(不十分である)	7法人 (8%)	7法人 (8%)	4法人 (4%)	1法人 (1%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	
重大な改善事項がある(重大な改善事項がある)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	1法人 (1%)	
2. 財務内容の改善							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	3法人 (3%)	2法人 (2%)	1法人 (1%)	
順調に進んでいる(良好である)	84法人 (93%)	77法人 (86%)	83法人 (92%)	79法人 (88%)	83法人 (92%)	89法人 (99%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	5法人 (5%)	10法人 (11%)	7法人 (8%)	7法人 (8%)	5法人 (6%)	0法人 (0%)	
やや遅れている(不十分である)	2法人 (2%)	3法人 (3%)	0法人 (0%)	1法人 (1%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	
重大な改善事項がある(重大な改善事項がある)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	
3. 自己点検・評価及び情報提供							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	0法人 (0%)	1法人 (1%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	
順調に進んでいる(良好である)	82法人 (91%)	87法人 (97%)	87法人 (97%)	88法人 (98%)	89法人 (99%)	90法人 (100%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	3法人 (3%)	1法人 (1%)	2法人 (2%)	1法人 (1%)	1法人 (1%)	0法人 (0%)	
やや遅れている(不十分である)	6法人 (6%)	1法人 (1%)	1法人 (1%)	1法人 (1%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	
重大な改善事項がある(重大な改善事項がある)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	
4. その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	3法人 (3%)	3法人 (3%)	0法人 (0%)	
順調に進んでいる(良好である)	76法人 (84%)	81法人 (90%)	87法人 (97%)	75法人 (84%)	81法人 (90%)	76法人 (85%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	12法人 (13%)	7法人 (8%)	1法人 (1%)	9法人 (10%)	6法人 (7%)	2法人 (2%)	

やや遅れている(不十分である)	3 法人 (3%)	2 法人 (2%)	2 法人 (2%)	3 法人 (3%)	0 法人 (0%)	12 法人 (13%)
重大な改善事項がある (重大な改善事項がある)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)

2. 国立大学法人評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.11.7) (主なものの要約)

(1) 全体の状況

- 89 法人(全 90 法人)は、中期目標の前文に掲げる「法人の基本的な目標」に沿って、計画的に取り組んでいることが認められたが、1 法人は、中期目標「学長のリーダーシップによる戦略的経営・機動的運営を推進する」に照らし、十全に取り組んでいるとは認められない状況にあると判断した。

(2) 項目別評価(一例)

評価項目	(1との関連)	国立大学法人評価委員会による評価結果等
業務運営の改善・効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、部局に配置される教員ポストの 1%を原資とし、大学の将来構想に合致した部局ごとの改革計画を募り、優先度の高い改革計画に再配分する「大学改革活性化制度」を開始し、平成 23 年度は全学的視点から 10 件に再配分しているなど、教育研究組織改革に永続性をもって取り組むための仕組みを構築している。【九州大学】 学長選考に際し、候補者の辞退が 2 度繰り返され、長期間、新学長の選出ができなかったことなど、法人の自律的運営に重大な問題が見られた。【東京工業大学】
財務内容の改善	2	<ul style="list-style-type: none"> 外部資金獲得に向けて意欲的に取組を行った結果、外部資金比率(経常収益に対する外部資金(受託研究収益、受託事業収益、寄附金収益)の比率)が法人化以降最高の 20.1%になるなど、取組の効果が顕著に現れている。【電気通信大学】
自己点検・評価及び情報提供	3	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく「教育研究活動等の情報の公表」について、すべての法人においてウェブサイト上で公表している。
その他業務運営 (施設設備の整備・活用、安全管理等)	4	<ul style="list-style-type: none"> 会計検査院決算検査報告において、職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛の寄附金について、不適切な経理処理を指摘された法人(3 法人)が見られた。 文部科学省における公的研究費の不適切な経理に関する調査結果等において、過年度を含め、研究費の不適切な経理処理を行っていた法人(12 法人)が見られた。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21) (個別意見)

平成 23 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関して、貴委員会においては、各法人における業務運営の実態把握に精力的に取り組む、評価を行っているところであるが、以下のとおり改善すべき点がみられた。

- 各法人は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定)なども参考に公的研究費の不正使用の防止に取り組んでおり、貴委員会は、公的研究費の不正使用の防止のための体制・ルール等の整備状況及び運用状況についてこれまでも評価を行っているが、複数の法人において公的研究費の不正使用が発覚していることを踏まえ、当委員会においても、平成 22 年度業務実績の評価において、各法人における公的研究費の不正使用を防止するための取組について、その有効性の観点から評価を行い、引き続き必要な改善を促すべきと意見したところである。

しかしながら、貴委員会の平成 23 年度評価結果においては、不正使用が公表されている複数の法人について課題があると指摘している一方で、法人の具体的な取組方策について言及していないものが多いことから、今後の評価に当たっては、各法人の実情に合わせて、例外なく第三者に検収を実施させることや、より実効性の高い内部監査を実施することなど、不正防止のための具体的な取組方策についてより一層厳格な評価を実施し、引き続き各法人における必要な改善を促すべきである。

- 保有資産については、当委員会の平成 21 年度業務実績の評価において、各法人における資産の保有の必要性及び有効活用についての不断の見直しや、不要とされた資産の処分に向けた取組等を促すとともに、その見直しや進捗の適切性が国民に明らかになるような評価を行うべきと意見したところである。

貴委員会の評価結果をみると、平成 22 年度及び 23 年度に会計検査院から指摘を受けた 19 法人については、各法人が策定した土地・建物の有効活用等に係る計画の実施を促す評価をしているものの、これらの法人における具体的な有効活用等の実績について言及されおらず、見直しや進捗の適切性が明らかになっていないとは言い難い。

今後の評価に当たっては、各法人の取組を促す観点から、引き続き各法人における有効活用等の取組状況について評価し、その結果を明らかにするべきである。

- 教員等個人に対して寄附された寄附金については、各法人における寄附金の取扱いを定めた規則等により、法人に寄附しなければならないこととされている。

貴委員会の評価結果をみると、平成 23 年度に会計検査院から教員等個人宛に寄附金を法人へ寄附しない不適切な処理が行われていたとの指摘を受けた 3 法人については課題があると評価しているものの、24 年度においても、他の 19 法人が会計検査院から同様の指摘を受けたところである。

今後の評価に当たっては、再発防止を図るため、各法人の教員等に対する規則の遵守などコンプライアンスの徹底に向けた取組状況について評価を行うべきである。

- 随意契約の適正化の一層の推進については、貴委員会において、平成 18 年度以降に各法人が作成した随意契約見直し計画が 21 年度までに達成されていることを確認しているところであるが、24 年度における会計検査院からの指摘があったことも踏まえ、24 年度業務実績の評価に当たっては、各法人の状況に応じたより一層の一般競争入札の拡大など、更なる競争性及び透明性のある契約への見直しに向けた取組状況について評価し、必要な改善を促すべきである。